

# 貸出に係る留意事項

(タブレット端末)

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、町立小学校、中学校に通学する児童生徒にタブレット端末（以下「貸出機器」という。）の無償貸出を実施します。貸し出しにあたっては、下記の事項をお読みいただき、「タブレット端末借用確認書」の提出をお願いします。

## 記

- 貸出機器は、教育委員会及び学校が管理し、皆が使用する学校の備品です。丁寧・適正な取扱いをお願いします。乱暴に取り扱ったり故意に破損させたりしないでください。また保管にも細心の注意をお願いします。
- 教育の目的以外には使用しないでください。公序良俗に反することや、違法行為、極端に生活リズムを崩すような利用はしないでください。貸出機器には、不適切なサイトへのアクセスを制限するフィルタリングを設定しております。また、管理者が通信記録やWebアクセスの履歴を調査・確認することがあります。
- 貸出機器について、万が一、不具合、故障、破損、紛失、盗難等の事由が生じた場合は、速やかに学校に申し出た上、学校の指示に従ってください。
- 貸出機器には、設定を変えられないなど制限がかかっていますが、勝手にソフトウェアをインストール、またはアンインストールしないでください。（保証の対象外となる場合があります）
- 貸出機器に個人情報等（名前や住所、電話番号、写真、動画、ID、パスワードなど）は保存しないでください。但し、学校で指定した教育目的のサイトのものは、その限りではありません。
- 他人への転貸（また貸し）や転売をしないでください。
- 学校外での利用における、インターネット接続に係る通信料金及び貸出機器への充電に係る電気代については、ご家庭でご負担をお願いします。
- 上記の事項が守られず、貸出機器が正常に使用できる状態で返却されなかった場合には、状況に応じて、購入又は修理代を負担していただく場合があります。また、故障と判断しても、勝手に修理はしないでください。盗難等の被害にあった場合には、警察に届け出て、その証明を受けてください。

キリトリ

## タブレット端末借用確認書

有田町教育委員会教育長あて

貸出機器の借用を受けるにあたり、以下の項目について確認しました。

●確認事項（をつけてください）

- 「貸出に係る留意事項」を確認し、貸出機器を丁寧・適正に取り扱うことを含め全ての事項を遵守します。また、留意事項に違反した場合は、貸出取り消し等の措置を講じられても異議申し立ていたしません。

有田町立有田中学校

令和 年 月 日

年 組 番 児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

※就学している学校の兄弟姉妹の氏名すべてご記入ください。

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印